

（仮称）函館市地域公共交通協議会の設立について

1 趣 旨

函館市生活交通協議会（以下「当協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）における地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保等を協議する地域公共交通会議および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下、「活性化再生法」という。）における計画作成および実施に関し、必要な協議を行う法定協議会として、その役割を担ってきたが、令和 2 年の活性化再生法の改正に伴い、今後は、同法に基づく補助事業等の実施主体として位置づけられることとなった。

このため、令和 4 年度に実施を予定している、「（仮称）函館市地域公共交通計画」策定にかかる調査事業の実施にあたり、当協議会では、函館市長の調査・諮問機関という性格上、事業の実施主体としての役割を果たすことが難しいことから、当協議会を廃止し、これに代わって、函館市内における公共交通に係る各種協議の場としての機能を承継しつつ、各事業の実施を担う主体として、新たに「（仮称）函館市地域公共交通協議会」を設立するものである。

2 主な変更事項

（1）取組事項

当協議会においては、地域公共交通網形成計画の策定および実施に関する事項について協議するものとしているが、「（仮称）函館市地域公共交通協議会」では、協議に加え、地域公共交通計画の策定事業およびその掲載事業を実施するものとする。

（2）「（仮称）函館市地域公共交通協議会」の構成

現在の委員の継続を基本とし、新たに「港湾管理者」を追加する。任期は 2 年とするが、初回のみ当協議会の残任期間とする。

また、委員の委嘱については、事務局において改めて手続きを行うものとする。

（３）分科会の新設

専門的な調査研究，協議または調整のため，必要に応じて分科会を設置することとし，事前に協議会から委任を受けた協議内容に限り，協議会に代わって分科会が決議する権限を持つこととする。

当面，分科会の設置は，令和４年度における地域公共交通計画策定にかかる調査事業の業者選定等を担うプロポーザル選定委員会や，当協議会が設置している函館バス部会の代替となる分科会などを想定している。（当協議会の函館バス部会は廃止する。）

３ 設立の時期

「（仮称）函館市地域公共交通協議会」については，令和４年（２０２２年）４月の設立総会の日をもって設立することとし，同日付で当協議会を廃止する。

【 参考 】

○新旧協議会の相違点

項 目	㊦ 「（仮称）函館市地域公共交通協議会」	㊩ 函館市生活交通協議会
位置づけ	道路運送法および活性化再生法に基づき設置され， <u>協議や事業を行う独立機関</u>	道路運送法および活性化再生法に基づく市の諮問・調査機関
設置規約等	<u>協議会の定める規約・定款等</u>	市の定める要綱
会議の財源	行政機関，協議会所属団体等からの負担金・補助金や事業収入等	予算を持たない （会議開催に係る経費は市から支出）
委員	私人	私人
報酬	協議会の定めるところにより， <u>協議会予算から支出できる</u>	市の規定により， <u>市予算から支出する</u>
源泉徴収義務者	<u>協議会会長</u>	<u>函館市長</u>